
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.214 2020/3/5

1 食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）

3月3日、厚生労働省は健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局食品監視安全課の連名で各都道府県等衛生主管部（局）宛標記事務連絡を出した。その主な内容は次のとおり。

食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応に関して、農林水産省は食料産業局長、生産局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官の連名で、各関係団体等の長宛て通知が発出された。

食品等取扱い施設の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の施設の営業継続等については、各事業者が事案に応じて判断することとなるが、事業者から貴管内の保健所等に相談があった際は、当該従業員の感染の状況や施設の衛生管理の状況等を踏まえて御助言・御指導願いたい。

農林水産省の通知の主な内容は次のとおり

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省から「食品等取扱い事業者の方へ」として、ホームページに食品に関するQ&A が掲載されています。

これによれば、現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されておらず、また、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はないとされています。

このため、農林水産物を始めとする食品を取り扱う事業所等におかれましては、本内容を御了知の上、引き続き、一般衛生管理等を十分に行っていただくとともに、個別の事案ごとに営業継続等について判断を行い、判断に迷う場合には保健所に相談するなど、適切な対処を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、取引先に不当な取引条件を課すことのないようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000603093.pdf>

2 新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項について（情報提供）

3月3日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課名をもって各都道府県等衛生主管部（局）宛標記事務連絡を出した。その主な内容は次の通り。

標記について、別添のとおり、当省子ども家庭局、社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局から、各都道府県、指定都市及び中核市宛て事務連絡が発出されましたので、業務の御参考まで情報提供します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000603094.pdf>